

## 1 目的

道内各地では、青年、女性委員会を中心とした地域に根ざした様々な活動が活発化しており、継続性のある活動として地域社会の中に定着している。

しかしながら、人材不足、資金不足、情報不足などにより、活動そのものが常に危機にさらされている。

このため、それぞれの地域で悩み、苦勞しながら取り組んでいる活動に対して、技術や情報のほか活動費の一部を助成し、活動の永続性や主体性を高め、建築士の社会貢献を推進する。

## 2 奨励金

奨励金は、20万円を限度として助成する。

## 3 対象活動

会員が参画する以下のテーマに沿った営利を目的としない活動を対象とする。

- ① 環境・まちづくり
- ② 住まい・住環境
- ③ 歴史・文化遺産の継承
- ④ 防災
- ⑤ 地域活性化
- ⑥ その他、地域社会サービス等

## 4 申請者の資格等

申請を行う者は、会員歴3年以上の会員とし、グループの構成は2/3以上が建築士会々員であることを原則とする。

## 5 応募方法

奨励金を希望する者は、「まちづくり活動奨励事業申請書」に関係資料等を添え、所属する支部を経由し申請するものとする。

## 6 決定通知

申請された事業は、まちづくり委員会で審査した後、支部を経由して申請者に通知するものとする。

## 7 事業報告

活動終了後、申請者は「まちづくり活動奨励事業報告書」により、速やかに会長に報告しなければならない。

## 8 奨励金の交付

奨励金は、前項の報告を受理し、審査の上活動団体へ交付するものとする。